

桜川市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年 2月

桜川市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年4月以降に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、桜川市においても市内小中学校の通学路における緊急合同点検を実施し、平成24年11月と平成25年10月に関係機関による合同会議を開催して、安全対策について協議し併せて対策を講じるなど活動して参りました。

この通学路の安全確保に向けた取り組みを一過性のものとせず、継続的、効果的に取り組むため、「桜川市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいります。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「桜川市通学路安全推進会議」を設置しました。

機関・団体名	備考
小学校代表者	学校関係者
中学校代表者	
P T A代表者	保護者・地域関係者
桜川市区長会連合会代表	
桜川警察署	交通管理者
桜川市市民生活部生活環境課	
桜川市建設部建設課	道路管理者
茨城県筑西土木事務所	
桜川市教育委員会学校教育課	事務局

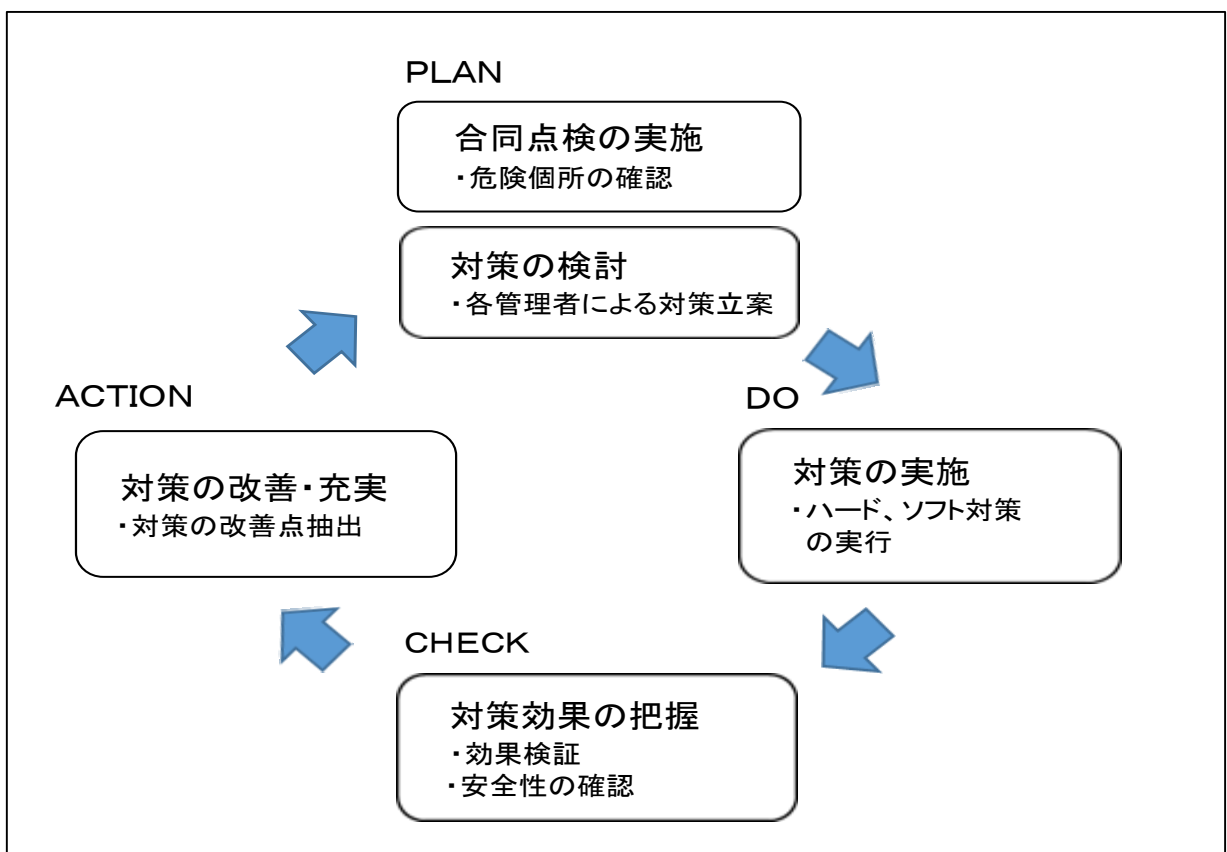
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



桜川市では、平成24年度より関係機関と連携した「通学路合同点検」を実施して参りました。

今後は安全対策実施後の効果検証を行い、更なる安全対策の向上を図ります。

(2) 合同点検の実施

定期的な合同点検を、下記の日程で毎年行います。

○危険個所の抽出（4月～5月）

- ①各小・中学校は、地域、保護者、児童生徒、学校職員等による通学路の調査を実施し、危険個所の抽出を行います。
- ②各学校は、改善要望書を作成し教育委員会に提出します。

○合同点検の実施等（6月～8月）

- ③教育委員会は、要望内容について学校に状況を確認しながら、事前調査を行います。
- ④合同点検を、小中学校区ごとに、学校、警察、道路管理者等で実施し、危険要因を明らかにします。

(3) 対策の検討（PLAN）

・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や注意喚起の看板設置、路面標示新設のようなハード対策、交通規制や通学路変更、見守り支援のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを推進会議で検討します。

(4) 対策の実施（DO）

・対策が円滑に実施されるよう、関係者間の連携を図ります。緊急性や危険性の高いものから実施されるよう、関係機関に働きかけます。

(5) 対策効果の把握（CHECK）

・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、アンケート、聞き取り、現地調査等の把握手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実（ACTION）

・対策実施後、効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

4. 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

- ・小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、対策内容が確定した段階で、小中学校ごとの「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市ホームページ等で公表します。